

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改 正 後

目次

第一章	第五章	(略)
第六章	企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）	
第七章	雑則（第九十五条）	
附則		

第七章 雜則

第九十五条	連結財務諸表規則第九十五条から第九十八条までの規定
	は、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。

附 則

第一条 第二条 (略)

(米国式四半期連結財務諸表の提出に係る経過措置)

第四条 平成十四年四月一日以後最初に開始する連結会計年度に係る

米国式連結財務諸表を法の規定により提出している四半期連結財務諸表提出会社（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規

改 正 前

目次

第一章	第五章	(略)
第六章	企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）	

(新設)

附 則

第一条 第二条 (略)

(米国式四半期連結財務諸表の提出に係る経過措置)

第四条 平成十四年四月一日以後最初に開始する連結会計年度に係る

米国式連結財務諸表を法の規定により提出している四半期連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規

する規則第九十五条において準用する連結財務諸表規則第九十五条の規定の適用を受けるものを除く。)の提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関する要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

2 (略)

3 第一項の規定による四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

一・二 (略)

三 この規則(第六章及び第七章を除く。)に準拠して作成する場合との主要な相違点

則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十三号)第五条の規定による改正前の第九十三条の規定の適用を受けるものを除く。)の提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、平成二十七年十一月三十日を終了する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間までの間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関する要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

2 (略)

3 第一項の規定による四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

一・二 (略)

三 この規則(第六章を除く。)に準拠して作成する場合との主要な相違点